

新潟県消費生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第32号**

新潟県消費生活審議会規則の一部を改正する規則

新潟県消費生活審議会規則（昭和44年新潟県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) <b>第11条</b> 審議会の庶務は、 <u>県民生活・環境部県民生 活課</u> において処理する。	(庶務) <b>第11条</b> 審議会の庶務は、 <u>県民生活・環境部消費 行政課</u> において処理する。

**附 則**

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。